

る燕都上都京兆等の間を連絡するに止まつたやうであるが、翌年即ち中統二年には一層廣く、當時蒙古の所領であつた各路に既に設置されてあつたが如く、王惲の中堂事記、中統二年四月二十四日の條に、諸相が入朝して七道宣撫司の行ふ條畫を准けたことを記し、その中に「各路所設急遞鋪」云々と記されて居り、其の後も引續きこれが増設されたことは、元典章三十七の入遞目の中、中統三年、同五年等の日附を有する記事や、元史世祖本紀の中統四年八月壬申、濱・棣二州に急遞鋪を置いた記事、同紀至元元年五月乙未初めて四川の急遞鋪を置いた記事などによつて知ることが出来る。既に站の制度を施行し、普通の通傳の外に軍情急務に關する海青站の如きも、早く中統元年より設けられてあるのに（次節参照）、何故に別にまたかゝる通報機關が領内に設立され、さうしてこの後も永く站の制度と共にこれが維持されたのであらうか。もしこれが所謂站赤の制度中に包含さるべきものならば免も角、然らざる限り徒らに重複の制度を施行したものと考へられる。併しながら少しく立入つて考察すると、必ずしも然らざることを知ることが出来る。今先づ急遞鋪を設立した當面の目的と、その實施の方法とを研究して見なければならぬ。

元史兵志急遞鋪篇の冒頭には、前に引いた通り、これを設立した目的を掲げて「達四方文書之往來」というてある。元のこの制度の源を爲したと思はれる金の制度に於ても、急遞鋪の目的はまた全くこれと同一であつて、金史の徒單鎰の傳に

鎰言。初置ニ急遞鋪一。本爲レ轉ニ送文牒一。今一切乘レ驛。非レ便。云々。（金史卷九十九）

と見えて居る。かく官司の文書を往來通達せしめるといふことが、初めからこの機關の職能であつたことは明らかでない。然もまたすべての官府の文書がこれによつて送達されるといふのではなく、當初に於ては單に中書省と